三重県農業大学校聴講生規程

平成31年3月4日

(趣旨)

第1条 この規程は、三重県農業大学校条例施行規則(昭和61年三重県規則第12条) 第22条の規定に基づき、養成科の教育科目を聴講する養成科に在籍する学生以外 の者(以下、「聴講生」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(聴講手続)

第2条 聴講を希望する者は、校長が別に定める日までに、聴講受講許可申請書(様式第 1号)、聴講生調書(様式第2号)を提出しなければならない。

(選考)

第3条 書類審査により聴講の可否を決定し、本人に郵送にて通知する。 なお、書類審査では、必要に応じて聞き取り調査を行う。

(聴講科目)

第4条 聴講科目は、養成科の教育科目の中から校長が別に定める。

(聴講生数)

第5条 聴講を許可する聴講生数は、1講義科目につき若干名とする。

(聴講料等)

- 第6条 聴講生は、聴講料及び教材費等聴講で必要となる経費を負担しなければならない。 2 聴講料は、1科目ごとに負担するものとする。聴講料は校長が別に定める。
 - (聴講料等の徴収方法)
- 第7条 聴講料は、本校の発行する納入通知書により指定期日までに納めるものとする。
 - 2 教材費等については、聴講する科目ごとにその都度徴収する。
 - 3 一度納付された聴講料等は、原則返還しない。 但し、本校の都合により聴講できなかった場合は、この限りではない。

(聴講生の扱い)

第8条 聴講生は、研修科の研修生に準じて取り扱う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、聴講生に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 三重県農業大学校聴講制度実施要領(平成24年8月7日制定)は廃止する。

		聴 講	受 講	許	可	申請	書	年 月	日
=	重県農業大学校長	あて							
				住 所 (ふりがな) 氏 名				印	
	私は、三重県農業大学校の下記の科目を聴講したいので申請します。 聴講中は貴校の諸規則を順守し、学業に精励します。								
1	聴講の目的			記					
2	聴講の期間								
3	聴講希望科目								

1 聴講生の現況

(ふりがな) 氏名		生年月日			年	月	日
現住所	₸	電話	()			
*1 保護者名							
*2 法人等名							

- *1印欄は聴講生が未成年の場合にのみ記入してください。
- *2印欄は聴講生が農業法人等に就業している場合にのみ記入してください。

2	就農・就業の状況	、聴講の動機、	活用方法等

注) 聴講の動機、活用方法をできる限り詳しく記入してください。